

横浜市地域まちづくり推進条例の概要

■ 総則(第1~7条) 目的、定義(第2条)、基本理念、市民等・市の責務、情報共有等(第6条)、市の支援施策

- 目的(第1条) ・市民等と市が協働して行うまちづくりによる安全で快適な魅力あるまちの実現
- 基本理念(第3条) ・市民等は身近な地域のまちづくりに参画する権利と責務を有する。
- 責務(第4・5条) ・市民等は地域まちづくりの主体として、地域まちづくりを推進するよう努める。
- 支援施策(第7条) ・情報提供、相談・助言等、学習・交流機会の提供、専門家派遣等技術的支援
・まちづくり活動、地域まちづくり事業等への財政的支援

手続きの流れ(第8~13条)

地域の課題解決や
魅力づくりを目指す市民

地域まちづくり
グループ【登録】

地域まちづくり組織【認定】

地域まちづくり
プラン
【認定】

まちづくりの
ルール
【認定】

ものづくり・
自主活動

施策策定に
あたって配慮

事業推進の努力

協働推進方針の
策定

ルールの運用

建築等の協議

届出、要請、
勧告等

■ 地域まちづくりグループ(第8条)

地域まちづくり活動を行うグループの登録

- ・市民等は、グループを結成し、市に登録
- ・グループは地域住民等に活動内容を説明

■ 地域まちづくり組織(第9条)

地域まちづくりの主体となる組織の認定

- 認定要件
- ・構成員が、地域住民等又は地域住民等・地域まちづくり活動を行う者
 - ・地域住民等の多数の支持

■ 地域まちづくりプラン(第10・11条)

組織が策定するプランの認定・推進

- 認定要件
- ・地域住民等の多数の支持
 - ・都市計画マスタープラン等の計画に整合
 - ・地域まちづくりプランの推進
 - ・市は施策策定にあたってプランに配慮
 - ・市・地域住民等は地域まちづくりを推進
 - ・協働でプランの実現に向けた推進方針を策定
 - ・地域住民等は建築等にあたりプラン整合等に配慮

■ 地域まちづくりルール(第12・13条)

組織が策定するルールの認定・遵守

- 認定要件
- ・地域住民等の多数の支持
 - ・事業者が組織と協議、市に届出
 - ・市はルール適合要請、勧告等

■ まちづくり支援団体(第14条)

- ・まちづくり支援団体(まちづくりNPO)との協働により地域まちづくり活動を支援

■ 表彰(第15条)

- ・地域まちづくりに功績のあったものを表彰

■ 地域まちづくり推進委員会(第16条)

- ・基本的事項、組織認定等の審議

■ 雑則(第17・18条)

- ・推進状況について報告書を作成・公表等

附則(施行期日) 平成17年10月1日